

## 泉大津市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部改正（案）に対する市民等の意見・提案と泉大津市の考え方

- 1 募集期間 平成27年7月1日（水）から7月31日（金）まで
- 2 提出方法 郵送、ファックス、電子メール又は環境課への持参（また、市内公共施設等に意見書募集箱を設置）
- 3 提出人数 12人
- 4 提出意見 12件（同種類の意見は1件としました。）
- 5 主な意見と市の考え方

	意見・提言の概要	市の考え方
1	集団回収を取り締り対象にすべきと思います。	集団回収は、実施団体と回収業者が直接契約し、引き渡ししているもので、行政回収の対象ではありません。したがって、集団回収での取引対象物を持ち去る行為は条例による取り締まりではなく、刑法（窃盗罪）の適用となります。
2	本当に持ち去りが行われているのか疑問です。20万円の罰金を設ける重大な改正なら、持ち去り現場の写真を公表すべきです。	持ち去り行為に対する苦情・相談が市に寄せられているだけでなく、市としても持ち去り行為の現場を確認しております。また、命令に従わなかった場合には、法人名や違反行為者の氏名等の公表をすることとしており、写真の公表については考えておりません。
3	持ち去りされている量はどれくらいですか。	推計になりますが、古紙で年間90トン程度が持ち去られていると見込んでいます。
4	条例の施行後、取り締り方法はどのように考えていますか。 市民や町内自治会で取り締りを行うのですか。市によるパトロールは実施しないのですか。	条例施行後は、市によるパトロールを実施し、持ち去り行為者へ警告、禁止命令を行っていきます。 持ち去り業者から危害を加えられるなどのトラブルに発展する恐れがあるため、市民の方や自治会員の方が直接注意するなどの取り締りをしないようお願いいたします。 ご協力が可能であれば、日時、場所、

		<p>車両登録番号などの情報提供をお願いします。</p> <p>また、提供いただいた情報を活用して効果的なパトロールを実施したいと考えています。</p>
5	改正には賛成するが、改正後は厳重に取り締まりを行って市民の要望に応じてほしいです。	条例に基づき適正に実施します。
6	条例第17条の2第3項の規定で「公表することができる」としているが、世間に知らしめるため「公表するものとする」としてはどうか。	市が行う行政回収についての規定であることから、公表については、市が命令違反行為の様態や命令違反者の弁明などを総合的に判断して行なってまいりますので、原案どおりとします。
7	公表については、行為者だけでなく法人等の名称も公表してはどうか。	条例施行規則で、法人等の所在地、名称及び代表者の氏名を公表する規定を設けます。
8	他の自治体では、不法業者は減っているのですか。	大阪府内の先例市では、条例の制定や改正後に、持ち去り行為が減少したと聞いています。
9	来年から、現在の搬入先へは古紙を搬入できないと聞きましたが、搬入先は泉大津市内で考えているのですか。	現在、古紙は泉北クリーンセンターへ搬入しておりますが、平成28年4月からは搬入できなくなるため、搬入先は市内に限定せず、処理可能な業者を選定します。
10	可燃ごみを収集する車で資源ごみを回収すると食べ物の汁が付着するため、「資源」が「可燃ごみ」になっているのではないですか。	ごみ種別にかかわらず収集には同じ車両を用いてますが、可燃ごみの収集が終わったあと車両内部を清掃していますので、回収した資源ごみは可燃ごみになることはなく、再資源化されています。
11	「分別収集」及び「適正処理」とは、どのようなことを指しているのですか。	<p>「分別収集」とは、古紙類や缶・ビンなど再資源化できるものを、可燃ごみと分けて収集することです。</p> <p>「分別収集」を進めるためには市民の皆様のご協力は不可欠となってまいります。</p>

		<p>また、「適正処理」とは主に、可燃物、不燃物、資源物の3つの種別に分類し、相応しい処理を行うことを意味します。</p>
12	<p>有料指定ごみ袋の収益で、パネル展でアンケート回答者へボールペンやクリアファイルを配っているのは無駄使いだと思います。</p>	<p>ごみの減量等の啓発するためのキャッチフレーズを載せた啓発用品をお渡ししており、ごみ減量・分別・資源化の啓発に役立っていると考えております。</p>

①「泉大津市人口ビジョン（素案）」及び「泉大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」の基本目標（案）」  
 ②「泉大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」  
 に対する市民等の意見・提案と泉大津市の考え方

- 1 募集期間 ① 平成 27 年 9 月 20 日（日）から平成 27 年 10 月 25 日（日）まで  
 ② 平成 27 年 10 月 6 日（火）から平成 27 年 10 月 25 日（日）まで
- 2 提出方法 郵送、ファックス、電子メールまたは企画調整課へ持参
- 3 提出人数 5 人
- 4 提出件数 7 件
- 5 主なご意見と市の考え方

※ 以下、「泉大津市人口ビジョン（素案）」を「人口ビジョン」、「泉大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」の基本目標（案）」を、「総合戦略の基本目標」、「泉大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」を「総合戦略」と表記します。

意見・提言の概要	市の考え方
<p>【人口ビジョン、総合戦略と第4次総合計画の関係性について】</p> <p>人口ビジョン及び総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、内閣官房より各自治体に対し策定に努めるよう通知があったと聞いており、策定にあたっての難型も示されているようだが、そうなると近隣の自治体で大差のない内容になることが予想され、策定した戦略を進めていくことよりも、戦略自体を策定することが目的で終わってしまう気がする。独自のプランを有する自治体にとっては迷惑な話かもしれない。</p> <p>今後はより具体的なアウトプットや定量的な目標の設定が必要で、それが大変だと思うが、昨年度に策定できた「第4次泉大津市総合計画」を推進することの方がより重要であり、今回の戦略の内容については、総合計画の範囲内におさめるべきと考える。</p>	<p>人口ビジョン及び総合戦略につきましては、国や大阪府のものを参酌しながらも、大阪市や周辺市町との社会的な人口移動が大勢を占めているという本市の特性や、「なんでも近い」という本市の地理的特長などを踏まえた内容にしています。</p> <p>また、総合戦略は、今年度からの10年間を計画期間とする「第4次泉大津市総合計画」の下位に位置する個別計画であることから、総合戦略に掲げている施策・取組内容は、「第4次泉大津市総合計画」から、「まち」「ひと」「しごと」の観点により抽出・編成したものであり、施策・取組内容毎に設定している重要業績評価指標（KPI）等についても、「第4次泉大津市総合計画」の成果指標を一部活用し、両者の進捗状況を一体的に評価できるようにしています。</p>

	意見・提言の概要	市の考え方
2	<p>【将来人口における高齢者の増加について】 これから先、高齢者が増えて医療費などが高むことに不安を感じる。 高齢者が元気に生涯現役でいるために、みんなで筋トレ等ができる場所が増えれば良いと思う。</p>	<p>人口ビジョンの将来人口の推計によると、今後とも高齢者の増加が続く見込みであり、医療費等の増加が懸念されるどころです。 そうした状況にあって、高齢者の方に、健康で、かつ地域活動への参加などを通じて生涯現役でいていただくことは重要であることから、総合戦略の基本目標4の中で健康づくりや健康に関する取組を掲げており、それらを推進してまいります。</p>
3	<p>【人口変動が与える産業面の影響について】 人口ビジョンについては、的確に分析され課題抽出もされていると考える。 ただ、産業面での課題抽出のためには、1次から3次産業の業態別の人口、年齢等の推移などを分析されると、今後の市産業界の方向についても言及できたとと思われる。</p>	<p>人口変動が本市の経済・雇用面に与える影響といたしましては、人口ビジョンの「1. 人口動向分析」の「(7) 産業別就業人口」や、「3. 人口変動が与える影響」の「(2) しごと(経済・雇用) に与える影響」の頁において見てまいりますとおり、就業者(従業員)総数、産業別の人口や事業所数のいずれも将来的に減少傾向にあります。 人口減少が、消費の縮小、企業経営の悪化、雇用の縮小、一層の消費の縮小へとつながる負のスパイラル(悪循環の連鎖)に陥る恐れがあると分析しています。</p>
4	<p>【総合戦略の基本目標、施策・取組内容について】 全体としては「第4次泉大津市総合計画」を踏まえた基本目標を設定されており評価できるが、5年間の戦略としては、取組内容が、行政にありがちな総花的になった感を否めない。 これからは、ハードの時代ではなく、泉大津市でも公共施設の再配置により施設を有効活用されようとしているので、戦略の取組拠点を具体的に示していくことはできないのではないかと思う。 たとえば「働きやすい環境づくり」「地域産業振興」などにおいて〇〇〇にワンストップサービス拠点を整備するとの具体的取組</p>	<p>総合戦略の基本目標につきましては、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標を踏まえつつ、公募市民をはじめ、産業界、国の関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア(産官学金労言)等で構成する「泉大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」における検討を経て、設定いたしました。 施策・取組内容につきましては、本市の最上位計画である「第4次泉大津市総合計画」の中から、まち・ひと・しごと創生の観点により今後5年間において取組む内容を抽出し、総合戦</p>

	意見・提言の概要	市の考え方
	<p>みが盛りこまれば、市民の相談窓口機能としての働きが期待できると思う。</p> <p>新たな地域ブランドの形成確立については、毛布以外に5年のうちに目出しできるものが具体的であれば、新商品、新技術などとともに枕詞として付け加える方が説得力を持つ。</p> <p>一つ残念なのは、「公園緑地」についての市民の期待が高いのにもかかわらず、取組内容として「修繕・改修」ではさびしすぎる。せめて「緑地、水辺空間の創出」や、「自然とのふれあいネットワークづくり」など前向きな取り組み方針を示してほしい。</p>	<p>略の基本目標に応じて編成したものです。</p> <p>施策・取組内容に基づき個々の事業の内容・規模・実施場所(拠点)につきましては、地方創生に関する国の交付金等を踏まえて検討し、毎年度の予算編成等を通じてお示ししてまいります。</p> <p>なお、公園や緑地に関しては、総合戦略の基本目標4の中の施策の「③ 住みよい都市環境をつくる」において、その取組内容の1つとして「憩いの場となる公園等の環境整備の推進」を掲げており、修繕・改修以外の整備につきましても取り組んでまいります。</p>
5	<p>【総合戦略の基本目標2について】</p> <p>総合戦略の基本目標2「地域資源を活用した取組となんでも近い泉大津市の強みを活かし、それらを積極的に情報発信することにより、様々な交流を生み出す。」というところがわかりにくい。地域資源とは、どういうものか？</p> <p>なんでも近いというのは、例えばどういうことか？</p>	<p>毛布やニット等の特産品及びその生産技術、見学可能な繊維工場、泉大津フェニックス(臨海部埋立地)、有形・無形の文化財など、地域の特徴的なもので利活用可能なものを「地域資源」と総称しています。</p> <p>また、関西国際空港や大阪都心部との距離の近さや、市民や団体・事業者と行政の間の距離の近さなどを「なんでも近い」と表現しています。</p>
6	<p>【国際的な医療拠点の設置について】</p> <p>本市の地理的特性や利便性の良さ(関西国際空港から近く、高速道路や国道26号線等が通っている。)を生かし、日本の先端的な医療技術を集約して検査から治療までを行う国際的な医療拠点を設置し、東南アジア等からの集客により地方創生につなげることを提案する。</p>	<p>総合戦略の基本目標2として、「地域資源を活用した取組となんでも近い泉大津市の強みを活かし、それらを積極的に情報発信することにより、様々な交流を生み出す。」というところを掲げており、本市の魅力を広く国内外にPRし、交流を促進していきます。</p>

意見・提言の概要	市の考え方
<p>【「安心子育て支援都市」の宣言について】</p> <p>若者夫婦（新婚世帯）が市内に流入するように、乳児保育から学童保育まで完全にサポートしていく体制を整備し、他市に先駆けての多様なプログラムを作り上げて、来るべき人口減少対策に取組み、「安心子育て支援都市」を標榜してはどうか。概略は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民病院の産科の充実を図り、産科病棟を充実させる。</li> <li>・ 公私の保育園、認定こども園における、産休明けからの子育て支援の充実を図り、安心して職場に復帰できるシステムを作り出す。保育園等での受け入れが困難であれば、シルバークリニックによる子育て支援システムを作る。加えて病児保育体制も20名位の受け入れは必要。</li> <li>・ 全学区での学童保育を完全実施できる体制を敷いて、安心して子育てができるシステムを作る。</li> </ul>	<p>総合戦略の基本目標3として「地域ぐるみの助け合いやつながりで、結婚・出産・子育てを支援するとともに、就学前教育・学校教育を充実させ、若い世代の市民が魅力を感じる環境をつくる。」を掲げており、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立病院の地域周産期母子医療センターを中心とした、子どもと女性にやさしい医療の推進</li> <li>・ 就学前児童を対象とした、一時預かり事業や緊急一時預かり事業の拡充</li> <li>・ 妊娠・出産・子育てにおけるシームレス体制（切れ目のない支援体制）の構築</li> <li>・ 就労等で保護者がいない児童を放課後に預かる「留守家庭児童会（仲よし学級）」等の子ども居場所づくりの充実などの取組を進め、安心な子育ての実現を図ってまいります。</li> </ul>

「泉大津市第4次一般廃棄物処理基本計画（案）」に対する市民等の  
意見・提案と泉大津市の考え方

- 1 募集期間 平成27年12月11日（金）から平成28年1月12日（火）まで
- 2 提出方法 郵送、ファックス、電子メール又は環境課への持参（また、市内公共施設等に意見書募集箱を設置）
- 3 提出人数 3人
- 4 提出意見 3件
- 5 主な意見と市の考え方

	意見・提言の概要	市の考え方
1	<p>4ページの「(2) 計画期間」の記載が、</p> <p>「計画期間は、平成28年度を初年度とし、平成32年度を中間目標年度、最終目標年度を平成42年度とする。</p> <p>また、概ね5年ごとに改定し、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は計画を見直すものとする。」</p> <p>となっているが、</p> <p>「計画期間は、平成28年度を初年度とし、平成32年度を中間目標年度、最終目標年度を平成42年度とするものであるが、概ね5年ごとに改定するものとする。</p> <p>また、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は計画を見直すものとする。」</p> <p>との表現が適当ではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>
2	<p>10ページの「家庭系ごみ排出量の目標」の記載で、減量化目標が平成42年度349gとなっているのに、スローガンでは平成20年度比50%減(291g)となっているのは、整合性がとれていないのではないか。</p>	<p>スローガンは、ごみ減量に対する意識の高揚を図るために前計画から継承したものであることを、9ページの「(1) 目標設定の考え方」の最終行に記載しておりますが、その意図をより明確にするため、次の一文を追加します。</p>



		「ただし、スローガンの位置付けは、これまで達成目標であったものから、努力目標へ置き換えるものとする。」
3	80%が水分である生ごみの水切りを徹底するため、生ごみ水切り器を早急に普及させ、生ごみの減量を図るべきである。	生ごみの水切り器の普及は重要と考えておりますので、今後も分別大辞典、出前講座等さまざまな広報手段を用いて啓発を行ってまいります。

第3次泉大津市男女共同参画推進計画（案）に対する  
市民等の意見・提案と泉大津市の考え方

- 1 募集期間 平成27年12月18日（金）から平成28年1月12日（火）まで
- 2 提出方法 郵送、ファックス、電子メールまたは人権市民協働課へ持参
- 3 提出人数 6人
- 4 提出件数 14件（同種の意見は1件としています）
- 5 主なご意見と市の考え方

NO	意見・提言の概要	市の考え方
1	<p><b>【市民にとつての男女共同参画について】</b>                      ○男女共同参画社会を推進することが、市民の誰にとつても、暮らしやすいまちなになり、暮らし続けたい泉大津になることを打ち出してください</p>	<p>第3章の「1. 計画の基本理念」において、「人権が尊重され、誰もが能力と個性を発揮できる社会の実現」を本計画の基本理念として掲げ、基本理念に掲げる社会の実現をめざし、男女共同参画を推進していくこととされています。</p>
2	<p><b>【市民アンケート調査について】</b>                      ○市民へのアンケートを実施しているが、調査対象が不明で分りづらい。</p>	<p>ご指摘の意見を踏まえ、第1章の「5. 計画策定の体制」において、実施した市民アンケート調査などの概要を追記いたします。なお、市民アンケート調査については、市内在住の満20歳以上の市民の中から無作為に抽出した1,500人（男性750人、女性750人）を調査対象として実施いたしました。また、調査の概要及び結果の詳細については、市のHPにおいて公表しております。</p>

NO	意見・提言の概要	市の考え方
3	<p>【「計画の重点項目」について】</p> <p>○第3章の「4. 計画の重点項目の設定」の中の、「重点項目② 男性に対する男女共同参画の理解の促進」について、「男性に対する」を「市民に対する」に変更した方がよいと思う。男性に対してということでは理解できるが、男女共同参画の視点から見ると、女性目線すぎるのではないかと感じる。</p>	<p>男女共同参画の理解の促進については、すべての市民に対して取組を行っていくことが必要であることから、第4章の「基本方向1 男女共同参画社会実現のための意識づくり」において、すべての市民を対象に啓発や学習機会の提供等、各種の取組を行っていくこととしていますが、市民アンケート調査の結果から、本市において特に男性に、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が強いことなどから、特に重点的に取組を行っていくべき必要があるものとして、「計画の重点項目」に、「男性に対する」と明記したものとしますので、この「男性に対する」という部分については、変更はしないことといたします。</p> <p>なお、女性目線すぎるのではないかとのご指摘については、男女共同参画社会を実現することが、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会になるという視点から、この部分の文面について、修正を加えることといたします。</p>
4	<p>【事業所への働きかけについて】</p> <p>○賃金での格差や、育児休業、介護休業等の取得しやすさなどについて、事業所への啓発が大切であると思う。</p>	<p>事業所への働きかけについては、第3章の「4. 計画の重点項目の設定」において、「重点項目③ 事業所に対する男女共同参画への働きかけ」として、特に重点的に取組を行っていくことを明記しています。また、第4章の「基本方向2 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」において、事業所に対し、男女共同参画に関する啓発と関連法令等の周知、セミナー等の実施、積極的な取組への働きかけを進めていくこととされています。</p>

NO	意見・提言の概要	市の考え方
5	<p><b>【意識づくりについて】</b></p> <p>○大切なことは、「あらゆる世代の人々に対しての男女共同参画社会実現のための意識づくり」であると思う。憲法の人権が尊重されなければならないことを啓発活動により周知されるよう、特に情報提供が必要だと思う。</p> <p>○教育の場でしっかり基本的人権について教えていただきたいし、実践もしていただきたいと思う。</p> <p>○本市において特に男性に固定的な性別役割分担意識が高く、もっと具体的に、意識改革の機会の提供が必要だと考える。</p> <p>○団塊の世代の方々が沢山いるが、その方々、とりわけ男性の方のいかにかに男女共同参画についての認識がされ、協力していただけたらと思う。</p>	<p>意識づくりについては、第4章の「基本方向1 男女共同参画社会実現のための意識づくり」において、男女共同参画に関する理解の促進として、情報の提供や広報・啓発活動を積極的に展開していくこととしています。また、学校等における男女共同参画の推進として、次世代を担う子どもたちが、性別に関わりなく、能力と個性を伸ばしていくことができるよう、教育・保育の現場において、男女平等教育などを実施していくとともに、教職員や保育関係者への研修の充実などを進めていくこととしています。男性に対する意識改革や男女共同参画についての認識については、NO3で示した考え方のとおり、特に重点的に取組を進めていくこととしています。</p>
6	<p><b>【市が実施する講座等について】</b></p> <p>○男女がお互いに思いやりを持って生活するためには、食事が大切であると思うので、料理に関する講座を土日に開催するとよいのではないか。</p> <p>○講座については、男性も参加してもらえればよいと思うので、土日に開催するとよいのではないか。</p> <p>○スポーツ施設と、男女共同参画に関わるセミナー等の実施をコラボするなど、男女ともに参加しやすい講座を考えてはどうか。</p>	<p>市が実施する講座等については、第4章の「基本方向1 男女共同参画社会実現のための意識づくり」において、子育てや家事などを支援する講座等を実施することとしています。また、講座等の実施については、各施設との連携を行いながら、だれもが参加することができるよう、休日に開催するなどの配慮をすることとしています。</p>

NO	意見・提言の概要	市の考え方
7	<p><b>【女性の就業について】</b></p> <p>○女性の就業機会の拡大について、保育所に入所できない等、働きたくても働けない人もいることから、働く環境づくりをお願いしたい。</p> <p>○年齢別の女性の就業率においてみられる「M字カーブ」について、泉大津市が大阪府、全国と比べて全体的に低く推移していることから、働き続けられない原因について基礎的な調査が必要であり、その結果を踏まえて、具体的対策をとることが、女性がいきいきと働きながら、子育てできる環境をつくり、少子化対策にもなると思う。</p>	<p>女性の就業については、第4章の「基本方向2 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」において、働きたい女性が働き続けることができよう、保育所・学童等における保育サービスの充実等を図ることとしています。また、就労に関する情報の提供や相談体制の充実を図っていくなど、女性の就業を支援することとしています。</p>
8	<p><b>【育児休暇について】</b></p> <p>○若い夫婦が安心して子育てすることができるよう、男性の育児休暇が取れやすくなるとともに、母親がゆとりでできる時間が必要となると思う。</p>	<p>育児休暇については、第4章の「基本方向2 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」において、育児休業の取得促進に向けた情報提供の充実を図ることとしています。</p>

NO	意見・提言の概要	市の考え方
9	<p><b>【市の職員について】</b>  ○本市の女性職員の役職割合について、もっと増えてほしいと思うし、能力的にも優れている人が沢山いると思う。おおいに女性が活躍できる職場環境を作っていただきたい。</p> <p>○市の職員役職別の女性職員の割合を見ると、全体の職員の男女比率は同程度であるにも関わらず、課長級、部長級と役職が上がるにつれて低くなっている。また、小・中学校における校長等についても同様の状況となっている。管理職等への女性の登用を促進するための取組を進める具体的な数値目標を掲げていただきたい。</p>	<p>市の職員については、第4章の「基本方向3 意思決定の場における男女共同参画の推進」において、市職員・教職員管理職への女性の登用を促進することとしています。また、女性活躍推進法に基づいて策定する「泉大津市特定事業主行動計画」において、市の女性職員の管理職等に関する具体的数値目標を定めてまいります。</p> <p><b>【参考】</b> 国、都道府県、泉大津市の課長相当職に占める女性の割合  国：3.5%  都道府県：8.5%  泉大津市：15.8%</p>
10	<p><b>【審議会等について】</b>  ○審議会等への女性の参画を推進し、女性委員数0の委員会等は早急に是正する目標を掲げ、意思決定の場における男女共同参画を推進していただきたい。</p>	<p>審議会等については、第4章の「基本方向3 意思決定の場における男女共同参画の推進」において、計画推進の指標として、女性委員のいない審議会等の割合を0%にすることを目標値として掲げており、その実現に向けて取組を進めていきます。</p>
11	<p><b>【DVについて】</b>  ○DVについて、本人がDVだと気付いていない場合が多々ある。社会全体でいかなる暴力も許さない環境づくりが必要であると思う。</p>	<p>DVについては、第4章の「基本方向4 あらゆる暴力の根絶」において、暴力を生まないための啓発や予防教育、DV防止法等の法律・制度の周知徹底に努めるとともに、相談体制の充実や関係機関との連携体制の強化などに取り組むこととしています。</p>

NO	意見・提言の概要	市の考え方
12	<p><b>【健康対策について】</b>  ○男性はもちろん、女性の喫煙及び受動喫煙によって、著しい健康被害が生じるため、女性を喫煙及び受動喫煙から守ることを強調していただきたい。</p>	<p>健康対策については、第4章の「基本方向5 安全・安心な暮らしの基盤づくり」において、生涯にわたる心とからだの健康を保持するため、喫煙及び受動喫煙による健康被害に対する取組も含め、健康対策の推進を図ることとしています。</p>
13	<p><b>【「第4章 施策の内容」について】</b>  ○計画の「第4章 施策の内容」において、担当課として「にんじんサロン」と記載されているが、「にんじんサロン」は施設の愛称であるため、担当課とするのをおかしいのではないかと。</p>	<p>ご指摘のとおり、担当課として「にんじんサロン」と記載することは不適当と考えられるため、以下のとおり変更いたします。  「担当課」(変更前) → 「所管」(変更後)</p>
14	<p><b>【男女共同参画を推進するための施設について】</b>  ○仕事を退職した多くの男性(女性)が男女とも気兼ねなく参加し、コミュニケーションが出来る施設等が必要ではないかと思う。  ○にんじんサロン(正式名称:いずみおおつ男女共同参画交流サロン)がもっと利用されるようになるとよいと思う。  ○これから10年にわたっての計画であるため、にんじんサロンのあり方を踏まえて考えるべきであると思う。</p>	<p>男女共同参画を推進するための施設については、第5章の「1. 計画の推進体制」において、拠点施設の整備・充実として、にんじんサロンが、拠点施設として十分に機能するよう、市民が気軽に訪れることができる場として整備を進めていくとともに、実施する事業などについて積極的に周知を行うっていくこととしています。また、引き続き男女共同参画を推進するための事業を展開していくとともに、特に子育て世帯や男性に向けた事業の充実を図っていくこととしています。なお、本計画の策定過程において、にんじんサロンのあり方については審議会等で十分に審議しており、本計画の内容に反映させています。</p>

## 泉大津市財政運営基本方針（案）に対するパブリックコメント

### 市民等の意見・提言と市の考え方

- 1 募集期間 平成27年12月11日（金）～平成28年1月12日（火）
- 2 提出方法 郵送、FAX、電子メール又は財政課へ持参のいずれか
- 3 提出人数 1人
- 4 提出件数 2件

	市民等の意見・提言	市の考え方
1	14ページの「今後5年間における収支見通し」では、今後も厳しい状態が続いていくことが示されているが、一体いつ頃になれば、将来に向かって明るい展望を示せるのか？	<p>14ページ記載の収支見通し（普通会計）は、過去の決算額の推移等をもとに、今後予想される各施策・事業の所要額を積算のうえ作成していますが、いわば翌年度以降の概算要求的なもので、各年度の収支には大きな乖離が生じています。</p> <p>このため、単純にこのまま推移することのないよう、17ページの収支計画（普通会計）に基づく慎重な財政運営に努めるものですが、常に逼迫した収支状況の本市においては、歳出の拡大を放置すれば、いつでも過去の財政状況に戻りかねないことを表しています。</p> <p>さらには、土地開発公社の健全化や公共施設の更新整備等の課題に今後対処していくことから、時期を特定したうえで、明るい将来展望をお示しすることは、現時点では極めて難しいものと考えます。</p>



	意見・提言/概要	市の考え
2	<p>財政が悪いとされる中で、16ページに記載のあるような事業に多額の費用をかけるのはなぜか、非常に疑問を感じる。</p>	<p>16ページ記載の各事業は、いずれも本市の今後のまちづくりにとって非常に重要なものです。</p> <p>また、事業ごとに年度別に示している事業費については、本方針の計画期間である平成28年度から平成32年度までの5年間における地方債発行額やその償還費用を見込むため、一定の枠取りを行ったものであり、各事業の実施時期及び金額は確定的なものではありません。</p> <p>それぞれの事業の実施にあたっては、事業費の徹底した精査をはじめ、財政負担の軽減につながる財源の確保、実施時期の調整等により、財政状況の悪化や財政運営に支障を来さないよう努めます。</p>

泉大津市自転車等駐車場条例(案)の骨子に対する  
パブリックコメントの結果について(報告)

- 1 募集期間 平成27年12月25日(金)～平成28年1月29日(金)
- 2 提出方法 郵送、ファックス、電子メール又は土木課への持参  
(また、市内公共施設等に意見書募集箱を設置)
- 3 提出人数 5人
- 4 意見件数 8件(同種の意見は1件としました。)
- 5 主なご意見と市の考え方

意見・提言の概要	市の考え方
<p><b>【駐車場の設備について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がいのある方なども、雨に濡れずに快適で安全に駐車できるように配慮された施設にして欲しい。</li> <li>・超高齢化社会に向け、歩行が困難な方でも、駅周辺に電動カート等の歩行補助車の駐車が出来れば、かなり生活が便利になります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場は、高架下に設置するため、基本的には雨のかからない場所となります。ただし、横殴りの雨の場合は、その限りではありません。</li> <li>・駐輪場の一部に高齢者や障がいのある方などに向けたシルバーゾーンを設けるように努めてまいります。</li> </ul>
<p><b>【駐車場の料金について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物等の時間を考慮して無料の時間帯を長くしてほしい。</li> <li>・通勤通学向けに料金の負担を考慮して欲しい。</li> <li>・利用料を減額できる特別な理由とは、どのような場合か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に鉄道利用者を対象とした駐輪場であるため無料時間の設定は考えておりません。</li> <li>・定期券による割引を検討しております。</li> <li>・身体障がいのある方などで、自転車の利用を余儀なくされていることに対する減額を想定しており、施行規則で定めてまいります。</li> </ul>
<p><b>【駐車場の管理運営について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市直営若しくは、指定管理で、運営出来る内容となっているが、基本的な方針はどう考えているのか。</li> <li>・入退場の受付日と取扱時間が、わからない。</li> <li>・駐車券を交付するものとなっているが、駐車券発券機を設置するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な方針として、「指定管理者制度」の導入を考えております。</li> <li>・入退場の受付日や取扱時間は、施行規則で定めてまいります。詳細が決まりましたら、ホームページなどでお知らせいたします。</li> <li>・発券機を設置するのは、指定管理者が運営の中で決めていくこととなります。</li> </ul>

泉大津市教育振興基本計画（素案）に対する市民等の  
意見・提案と市教育委員会の考え方（パブリックコメント）

- 1 募集期間：平成28年1月7日（木）～平成28年1月31日（日）
  - 2 募集方法：郵送、ファックス、電子メール又は教育総務課へ持参（また、市内公共施設等に意見募集箱を設置）
  - 3 提出人数：3人
  - 4 提出意見：6件
  - 5 意見概要及び市教育委員会の考え方
- ※ 以下、「泉大津市教育振興基本計画（素案）」は、「本計画」と表記します。

No.	意見・提言の概要	市教育委員会の考え方
1	<p><b>【障がい者理解教育について】</b></p> <p>障がいのある者とない者が、幼稚園や小学校の頃から一緒に学び、授業においても障がい者に対する正しい知識を学ばせて欲しい。お互いがもっと理解するためには幼いころから一緒に学び、生活することが大切だと思う。</p>	<p>障がい者理解教育につきましては、本計画の第4章1（3）①インクルーシブ教育システムの構築において、障がいのある者とない者の共生社会について記載しています。</p> <p>障がいのあるなしにかかわらず、同じ場でともに学ぶことができる環境の整備を進めます。</p> <p>また、第4章2（1）②人権尊重の教育の推進において、決して差別を許さない人権意識を持った子どもの育成について記載しています。</p> <p>障がいについての理解を深め、障がいのあるなしに関わらずすべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」教育を推進します。</p>
2	<p><b>【いじめ問題について】</b></p> <p>“いじめ”の問題では、“すべての子どもに起こりうる問題”と書かれているが、著名な教育者達の言葉を借りると「どのような理由があってもいじめる側が悪い！いじめる権利などない！」と言っている。ささやかでも家庭が子どもの温かい居場所になれるかどうかは、忙しい私達親の努力にかかっていると心から感じる。</p>	<p>いじめ問題につきましては、本計画の第4章2（1）③いじめ問題の根絶に向けた取組みにおいて、学校内外を問わず、いじめ根絶に向けた取組みについて記載しています。</p> <p>「いじめは決して許されない」という基本的な認識に立ち、「泉大津市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止と早期解決に取り組みます。</p>

No.	意見・提言の概要	市教育委員会の考え方
3	<p><b>【社会教育の充実について】</b></p> <p>これからの教育で大切になるのは、学校での教育だけでなく、むしろ家庭での教育が大切だと感じている。これからの泉大津市の教育を、より水準の高いものにしていくためには、幼児教育や学校教育の充実だけでなく、社会教育を充実させること、特に親学習を充実させていくべきと感じる。そのためのPTAを対象とした研修会の充実を推進してほしいと思う。</p>	<p>社会教育の充実につきましては、本計画の第4章4(3)③家庭・地域の教育力向上の支援において、親学習やPTAを対象とした研修の充実について記載しています。</p> <p>また、家庭教育力・地域教育力の向上が重要であるとの認識のもと、第5章重点的に取り組む事業として位置づけ、取り組みを進めます。</p>
4	<p><b>【図書館について】</b></p> <p>図書館は、館内が暗く、スペースも狭い。書籍についても、蔵書数が少なく、新しい興味を引く書物が少なく思う。また、駐車スペースも少ない。図書館については、市内に複数設置されてもよいと思う。</p>	<p>図書館をはじめ社会教育施設につきましては、本計画の第4章4(1)②学習活動の支援の充実において、生涯学習施設を拠点とした学習活動の活性化の方針を記載しています。</p> <p>また、図書館につきましては、市立図書館と学校図書館との連携強化を記載するとともに、平成26年度より戎小学校図書館の一部地域開放を行っており、今後も学校図書館の地域開放の推進に取り組めます。</p>
5	<p><b>【郷土を愛する教育について】</b></p> <p>「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対する回答が全国や大阪府と比べて少ない。泉大津でもだんじり祭りを支えていく若い世代の育成が課題だと聞いている。小・中学生にもっと郷土を愛することの大切さや誇りと意識を育てるためにも、学校教育等で取り上げてもらいたい。先生方にも、泉大津市の「だんじり祭り」について関心を持ってもらいたい。</p> <p>小学校で行う泉大津市の勉強においても、泉大津市の良さを教えていただきたい。</p>	<p>郷土を愛する教育につきましては、本計画の第3章基本方針において、地域行事や伝統を学びに生かし、「ふるさと泉大津」を想い、夢や希望をもって自由に発想する“想像”と、生涯にわたって学びや楽しみを共有する地域学習社会の“創造”を旨とする、「そうぞう」できる力を高めることを掲げ、計画の推進に取り組むこととしています。</p> <p>さらに、第4章2(1)①道徳教育の充実において、学校教育・社会教育活動全体を通して、「ふるさと泉大津」を愛する心をはぐくむことについて記載しています。</p> <p>だんじり祭りについても、市作成教材「わたしたちのまち いずみおおつ」で学習をしています。</p>

No.	意見・提言の概要	市教育委員会の考え方
6	<p><b>【教員への支援について】</b></p> <p>教育の原点は「人」である。教員の数を増やしている市もある。指導する教員の資質や力量が大切であるが、精神的な悩みを抱える教員も多いと聞く。もっとゆとりを持って指導できる体制が必要であると思う。</p>	<p>教員の配置につきましては、本市においても全小学校に市独自の教員を配置しています。</p> <p>教員への支援につきましては、本計画の第4章3（1）③教職員の多忙の解消に向けた取組みにおいて、子どもと向き合う時間を確保するための取組みについて記載しています。</p> <p>また、第4章3（1）④教職員の健康面での配慮と支援において、メンタルヘルスへの配慮や働きやすい環境づくりについて記載しています。</p>

